

令和7年度

保育園・認定こども園 入園案内



ヨッピー

ピッピー

吉野川市キャラクター



吉野川市市制20周年

吉野川市 こども未来課

TEL 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245

もくじ



◆令和7年度 年齢早見表◆	1
1. はじめに	2
(1) 保育園・認定こども園について	
(2) 保育園と認定こども園との違い	
2. 保育認定区分について	2
3. 令和7年度市内保育施設受入年齢・保育時間等 一覧	3
4. 施設利用の保育認定の要件について	5
(1) 保育認定(2号・3号認定)について	
(2) 保育を必要とする事由および申請に必要な書類について	
(3) 認定申請・入園申請 記入上の注意	
5. 入園申し込みの受付期間等について	8
6. 利用調整と入園決定について	9
7. 認定こども園(1号)入園までの流れ	10
8. 保育園・認定こども園(2号・3号)入園までの流れ	11
9. 入園申請・認定申請に関する注意事項について	12
10. 保育料・給食費等について	14
(1) 保育料の決定について	
(2) 給食費の負担について	
(3) 保育料および給食費の無償化について	
(4) 保育料等の納付について	
11. 一時預かり事業(幼稚園型)、延長保育事業の保育料について	17
◆ 連絡先一覧 ◆	18



◆ 令和7年度 年齢早見表 ◆

申請対象児の生年月日から、令和7年4月1日現在の年齢を確認してください。

5歳児	平成31年4月2日生 2019/4/2	~	令和2年4月1日生 2020/4/1	5歳
4歳児	令和2年4月2日生 2020/4/2	~	令和3年4月1日生 2021/4/1	4歳
3歳児	令和3年4月2日生 2021/4/2	~	令和4年4月1日生 2022/4/1	3歳
2歳児	令和4年4月2日生 2022/4/2	~	令和5年4月1日生 2023/4/1	2歳
1歳児	令和5年4月2日生 2023/4/2	~	令和6年4月1日生 2024/4/1	1歳
0歳児	令和6年4月2日生 2024/4/2	~		0歳

令和7年度中の保育料や受入年齢などは、こちらになりますので、ご確認ください。

※ 申請書類等での年齢は、上記の年齢を記入してください。



1. はじめに

(1) 保育所(園)・認定こども園とは

保育所(園)・認定こども園は、保護者の方が、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わって、子どもたちの健全な心身の発達を図ることを目的に保育・教育を行う施設です。

(2) 保育園と認定こども園との違い

保育所(園)

保護者の方が、いろいろな事情のためにお子さんを家庭で保育することが困難なときに、保護者に代わって保育を行う施設



※ 市内にはひかり乳幼児保育園1園のため、以降は保育園と表記します。

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設



保育が必要な0~5歳児の児童、保育を必要としない3歳児以上の児童のどちらも利用可能な施設です。

(3) 保育園、認定こども園に入園するためには

施設の利用を希望する場合は、住民登録のある市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

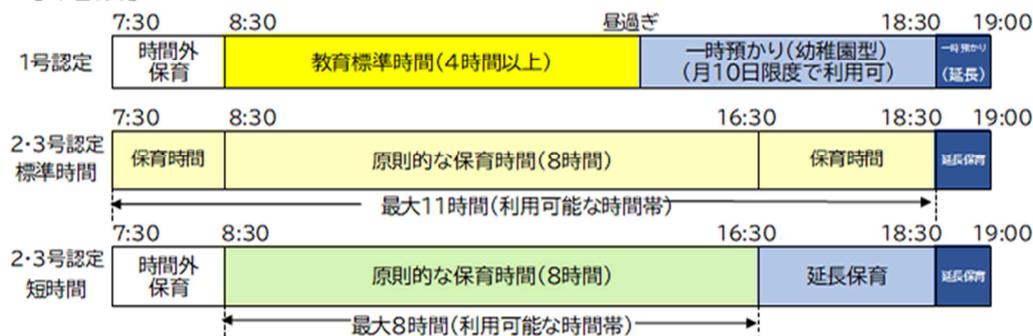
2. 保育認定区分について

保育園、認定こども園を利用するには、保護者の状況やお子様の年齢、保育の必要性などによってそれぞれに申請認定が異なります。

認定区分	保育の必要性	年齢 (R7.4.1時点)	利用可能施設	保育必要量区分	施設利用可能時間
1号認定	なし	満3歳以上 (3・4・5歳児)	認定こども園	教育標準時間 (長期休業あり)	朝から昼過ぎ頃まで (おおよそ4時間)
2号認定	あり		保育園 認定こども園	保育標準時間 保育短時間	最大11時間 7:30~18:30 最大8時間 8:30~16:30
3号認定	あり	満3歳未満 (0・1・2歳児)	保育園 認定こども園	保育標準時間 保育短時間	最大11時間 7:30~18:30 最大8時間 8:30~16:30

このうち2号・3号認定については、「保育の必要量」として、保護者の就労時間等に応じて、「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの認定を受けることが必要となります。なお、その他の事由(詳しくは→P5~6)についても、世帯の状況に応じて「保育の必要量」の認定がされます。

◎平日保育



認定ごとの平日の保育時間はこんなイメージだよ



※ 各施設の保育時間については、P3~4をご覧ください。利用可能時間は、各施設の保育時間の範囲でとなります。

3. 令和7年度市内保育施設 受入年齢・保育時間等 一覧



1号認定で利用する場合

【認定こども園】

設置種別	施設名	所在地/電話番号	受入年齢	定員
公立	鴨島東こども園	鴨島町牛島888番地1 0883-24-8911	3・4・5歳児	15人
公立	高越こども園	山川町町94番地 0883-42-2430	3・4・5歳児	13人
公私連携	川島かもめこども園	川島町栗村2421番地1 0883-25-6690	3・4・5歳児	15人
私立	認定こども園 めぐみ幼稚園めぐみ保育園	鴨島町鴨島380番地 0883-24-2435	3・4・5歳児	15人
私立	鴨島かもめこども園	鴨島町西麻植字大東98番地1 0883-24-2856	3・4・5歳児	15人
私立	山瀬かもめこども園	山川町諏訪266番地5 0883-30-1212	3・4・5歳児	15人
私立	鴨島中央認定こども園	鴨島町鴨島乙897番地9 0883-24-2356	3・4・5歳児	15人

2・3号認定で利用する場合

【保育所】

設置種別	施設名	所在地/電話番号	受入年齢	定員
私立	鴨島ひかり乳幼児保育園	鴨島町喜来323番地151 0883-24-1282	0歳児～2歳児 (生後2か月～2歳児)	50人

【認定こども園】

設置種別	施設名等	所在地/電話番号	受入年齢	定員
公立	鴨島東こども園	鴨島町牛島888番地1 0883-24-8911	0歳児～ (生後6か月～)	190人
公立	高越こども園	山川町町94番地 0883-42-2430	0歳児～ (生後6か月～)	116人
公私連携	川島かもめこども園	川島町栗村2421番地1 0883-25-6690	0歳児～ (生後6か月～)	100人
私立	認定こども園 めぐみ幼稚園めぐみ保育園	鴨島町鴨島380番地 0883-24-2435	1歳児～	100人
私立	鴨島かもめこども園	鴨島町西麻植字大東98番地1 0883-24-2856	0歳児 (生後4か月～)	160人
私立	山瀬かもめこども園	山川町諏訪266番地5 0883-30-1212	0歳児～ (生後6か月～)	100人
私立	鴨島中央認定こども園	鴨島町鴨島乙897番地9 0883-24-2356	1歳児～ (1歳6か月～)	110人

- ★ 預かり保育(幼稚園型)の保育料 及び 延長保育料の料金については、保育園・認定こども園施設案内でご確認ください。
- ★ 受入年齢については、◆令和7年度 年齢早見表◆ を併せてご覧ください。

平日(月～金)	預かり保育(幼稚園型) (★別途預かり保育料必要)		備考(長期休業日は、暦により変動あり)
	平日(土曜日)	長期休業日(土曜日)	
8:30～14:00	14:00～19:00 (8:30～17:30)	8:30～18:00 (8:30～17:30)	夏季休業日 8月 1日～8月 26日 冬季休業日 12月 24日～1月 7日 春季休業日 3月 25日～4月 5日
8:30～14:00	14:00～19:00 (8:30～17:30)	8:30～18:00 (8:30～17:30)	
8:30～13:30	14:00～18:30 土曜日なし	8:30～13:30 土曜日なし	夏季休業日 8月 11日～8月 20日 冬季休業日 12月 29日～1月 3日 春季休業日 3月 25日～3月 31日
8:30～14:00	14:00～18:30 (8:30～18:00)	8:30～18:30 (8:30～18:00)	夏季休業日 7月 21日～8月 31日 冬季休業日 12月 21日～1月 7日 春季休業日 3月 21日～4月 7日
8:30～13:30	13:30～17:30 土曜日なし	8:30～13:30 土曜日なし	夏季休業日 8月 11日～8月 20日 冬季休業日 12月 29日～1月 3日 春季休業日 3月 25日～3月 31日
8:30～13:30	13:30～17:30 土曜日なし	8:30～13:30 土曜日なし	
8:30～14:00	14:00～18:30 (8:30～18:00)	8:30～18:30 (8:30～18:00)	夏季休業日 7月 21日～8月 26日 冬季休業日 12月 21日～1月 7日 春季休業日 3月 21日～4月 7日

保育時間				延長保育(★別途延長保育料必要)
平日(月～金)		土曜日		
標準時間	短時間	標準時間	短時間	
7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)

保育時間				延長保育(★別途延長保育料必要)
平日(月～金)		土曜日		
標準時間	短時間	標準時間	短時間	
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～17:30	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は17:30まで)
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～17:30	8:30～16:30	
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)
7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～18:00	8:30～16:30	
7:30～18:30	8:30～16:30	8:00～18:00	8:30～16:30	標準時間 7:00～7:30延長保育あり
7:30～18:30	8:30～16:30	7:30～18:00	8:30～16:30	標準時間(短時間)終了後～19:00まで (土曜日は18:00まで)

4. 施設利用の保育認定要件について



(1) 保育認定(2号・3号認定)について

認定こども園等で、2号・3号認定を受けるに当たっては、以下の2点が考慮されます。

① 保育を必要とする事由

下記の表の事由のいずれかに該当し、保育の必要性があると認定された児童は認定を受けることができます。「集団生活に慣れさせたい」「下の子の保育に手がかかる」などの理由では利用することはできません。

② 保育の必要量

保育を必要とする事由や保護者の状況に応じ、「保育標準時間(最大11時間)」「保育短時間(最大8時間)」と提供する保育時間が区分されますが、すべてのお子さまが最大時間の保育を利用するというわけではありません。

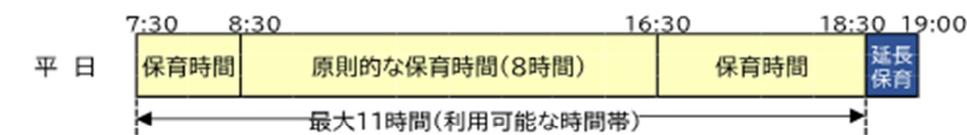
各ご家庭の「保育が必要な時間」に保育を提供するものとなっていますので、保育必要量を定める際には以下の点について、ご確認・ご承知おきください。

- 保護者のどちらかの保育必要量が短時間に該当する場合は、保育短時間での認定となります。
- 保育標準時間認定となる場合でも短時間を希望できます。逆は希望できません。
- 保育必要量にかかわらず、こども園等を利用できる時間は保育を必要とする時間のみです。勤務時間等終了後は速やかなお迎えをお願いします。



公立認定こども園保育時間

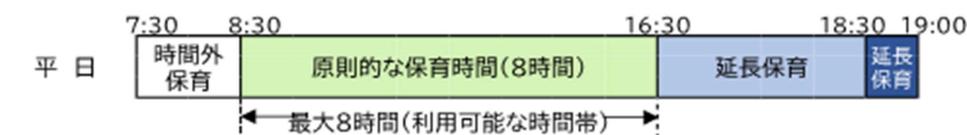
【保育標準時間】



土曜保育*

* 私立保育園・私立認定こども園・公私連携認定こども園の保育時間についてはP3~4をご覧ください。

【保育短時間】



土曜保育*

* 土曜保育を利用する場合は、各施設で申し込みが必要です。

(2) 保育を必要とする事由および申請に必要な書類について

重要

認定を受けるには、保育が必要かどうかの確認のため、書類の提出が必要です。

- ◆ 保育が必要な理由等が変更になる場合には、変更すること(就労が内定した、母子健康手帳を取得した、育休復帰日が変更になった、市外の転居することになったなど)が決まった時点で、こども未来課もしくは利用中の施設へお申し出の上、速やかに必要書類を提出してください。
- ◆ 離職等の届出をされていないなど、虚偽の申請を行っていたことが発覚した場合には、認定取消(退園)となることがあります。

<申請が必要な場合:入園申請時・現況申請時と状況が変化した場合>

(例)就職した(求職→就労)、離職した(就労→求職または退園)、妊娠した(就労→産前産後)、世帯員の増減(出産・結婚・離婚・転出等)、就労場所の変更や就労時間の変更、転居・転出など



入園希望児童の保護者のほか、同一世帯に60歳未満の祖父母や義務教育終了済の兄弟がいる場合、それぞれに保育を必要とする理由の書類が必要になりますのでご確認ください。

事由	内容	保育時間の区別	必要な書類
就 労	基本的に全ての労働 (月48時間以上)	原則月120時間未満は 保育短時間 月120時間以上は 保育標準時間	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※内定の場合は、就労後再度提出が必要。入園希望月までに雇用期間が切れる場合申立書も必要
母親の出産	母親が出産の前後 (産前産後各8週間)	保育標準時間	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日のページ) 
病気等	病気、心身の障がい	保育標準時間	<input type="checkbox"/> 疾病状況申立書 (父母は医師等の証明が必要)
介護・看護等	常時、家族の介護・看護にあたる	保育短時間 ※看護等の時間に応じて 保育標準時間(要相談)	<input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 (医師等の証明が必要)
災害等	自然災害で家屋を損失等しその復旧にあたっている	保育標準時間	<input type="checkbox"/> 罹災証明書 (こども未来課に問い合わせてください)
求職活動	起業準備を含む	保育短時間 ※ 最大90日 注①	<input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書 (あればハローワークカードの写し、面接証明書)
在学 職業訓練	職業訓練校等における 職業訓練を含む	学校、職業訓練の時間に 応じて保育標準時間又は 保育短時間	<input type="checkbox"/> 在学証明書、カリキュラムなど訓練等の時間や期間のわかるもの (兄・姉の場合は学生証の写し) 
児童虐待 DV	児童虐待やDVの場合	保育標準時間	<input type="checkbox"/> 保護証明書 (こども未来課に問い合わせてください)
育児休業★	育児休業取得以前から 既に保育を利用している 児童の継続利用 (出産した児童の満1歳の 誕生日の前日が属する 月末まで)	保育短時間	<input type="checkbox"/> 就労証明書 ※育児休業欄への記載必須 <input type="checkbox"/> 在園児の継続入園における証明書
その他	上記に類する状態であると市長が認めた場合	保育の必要な事由の時間 に応じて保育標準時間又は 保育短時間	<input type="checkbox"/> 保育が必要なことを証明する書類 (こども未来課に問い合わせてください)

注①求職活動中でも保育園等へ入園を申し込むことができますが、入園した場合の求職活動での保育認定期間は、入園後90日を経過する日の属する月末までです。

◆その他必要な書類 (該当する場合に提出してください。)

その他の書類が必要な事由	提出書類
育児休業からの復帰をする場合	<input type="checkbox"/> 育児休業から仕事に復帰する保護者の入所意向調査
同一世帯に在宅で障がい児者手帳等をお持ちの方がいる場合	<input type="checkbox"/> 在宅障がい児(者)申立書(毎年度提出必要) ※ 添付書類は「在宅障がい児(者)申立書」に記載
ひとり親家庭に該当する場合 (事実婚は該当しません)	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等申立書(毎年度提出) ※ 初めて提出する場合、ひとり親であることを確認できる書類を添付(添付書類は「ひとり親家庭等申立書」に記載)
入所希望児童以外の未就学児を家庭で保育する場合	<input type="checkbox"/> 保育状況申告書

(3) 認定申請・入園申請 記入上の注意



□ ① 申込書は、入園を希望する児童1人につき1枚使用してください。

□ ② 申込書の「記入例(表・裏面)」を参照し、ボールペンで記入してください。
鉛筆や消せるボールペン、修正テープなどは使用しないでください。



□ ③ 入園児童及びその他の世帯員の年齢については、令和7年4月1日現在の年齢を記入してください。
(→ P1 ◆令和7年度 年齢早見表◆をご覧ください。)

□ ④ 入園申込及び認定申請の申請者(保護者)は、主たる生計者の氏名を記入してください。

□ ⑤ 「世帯状況」の欄は、生活の実態に基づき記入してください。



(進学等で別居する児童の兄弟姉妹についても、父母が生計を維持している場合は記入の対象となります。また、保育の認定に必要なため、世帯分離しているが同住所に住んでいる家族がいる場合も記入の対象となります。)

□ ⑥ マイナンバー届出書の個人番号(マイナンバー)は、
世帯全員の分を記入してください。



□ ⑦ 特別な支援が必要な場合は、受け入れ体制等を考慮する必要がありますので、必ずお申し出ください。

□ ⑧ 必要書類などは市のホームページからもダウンロードできます。



令和7年度 保育園・認定こども園
入園申込手続きについて

<https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2024090600016/>



□ ⑨ その他、不明な点がございましたら、



こども未来課 保育係 (0883-22-2266)まで
お問い合わせください。

□ ⑩ 提出する前に、申込書の表・裏面に記載されている事項を確認し、



記入漏れや必要書類がすべてそろっているか、もう一度確認してください。

書類が全て整いましたら、必ず受付期間内に間に合うようご提出ください。



保育園・認定こども園を利用するには・・・

5. 入園申し込みの受付期間等について



(1) 令和7年度入園申し込み(4月入園以外の途中入園を含む)当初受付

本市の当初受付では、令和7年4月1日入園から令和7年度中に保育園や認定こども園の利用を希望される全ての方を対象にして申請を受付、利用調整を行っています。出産や育児休業明け、就労などで年度途中の入園を予定している方もお申し込みください。

入園申請対象児

入園希望月の初日に吉野川市に住民登録があり、世帯を有する家庭の児童

申請書類等配布場所

令和6年9月20日から こども未来課、各支所等にて配布。(市ホームページからもダウンロード可)

● 保育を必要とする0~5歳児(2・3号認定)申し込みについて → 保育園・認定こども園(2・3号)入園までの流れ P11 へ

※ 保護者及び生計を同じとする世帯員が、保育の必要性の認定基準(就労等)に該当する場合に限りです。

下記受付期間中に必要書類を整えて申請手続きを行ってください。

- ▶ 受付期間 令和6年11月1日(金)~15日(金) 午前9時~午後5時(土・日・祝日は除く)
- ▶ 受付場所 こども未来課、各支所(川島・山川・美郷)
- ▶ 通知の送付時期 令和7年1月上旬頃

● 保育を必要としない3~5歳児(1号認定)の入園申し込みについて → 認定こども園(1号)入園までの流れ P10 へ

下記期間中に、希望する認定こども園で入園申し込みを行ってください。

- ▷ 入園申込期間 10月1日(火)~11日(金) 午前9時~午後5時(土・日・祝日は除く)

※ 認定こども園めぐみ幼稚園めぐみ保育園は、10月28日(月)まで受付します。

- ▷ 入園申込場所 各認定こども園

※ 1号認定の入園申し込みについては、直接こども園へ問い合わせください。

※ 入園内定通知は10月末頃、各こども園から該当者に対し、認定申請書類と送られてきます。

入園内定後、下記の期間中に認定申請手続きを行ってください。

- ▶ 認定申請期間 11月1日(金)~15日(金) 午前9時~午後5時(土・日・祝日は除く)
- ▶ 認定申請場所 こども未来課、各支所(川島・山川・美郷)
- ▶ 通知の送付時期 令和7年1月上旬頃



(2) (当初受付終了後) 令和7年度途中入園の随時申請受付

- ▶ 受付期間 入園を希望する月の前々月前の末日(末日が土・日・祝の場合は、直前の平日)まで。
- ▶ 受付場所 こども未来課、各支所(川島・山川・美郷)
- ▶ 通知の送付時期 入園希望月の前月中旬~下旬

途中入園については、こども未来課及び各支所で随時受付しています。ただし、定員に空きのある場合のみ入園できます。

Q. 随時の申込みをしました。育休復帰も控えているので早く結果が知りたいです。いつ頃入園できますか?いつ保留になるかわかりますか?



A. 【随時申請でよくあるお問い合わせです】

随時での申込みは入園希望月の2か月前から利用調整の対象となるため、申込みから利用可能かどうかの決定ができるのは、入園希望月の前月くらいになりますので、ご了承ください。

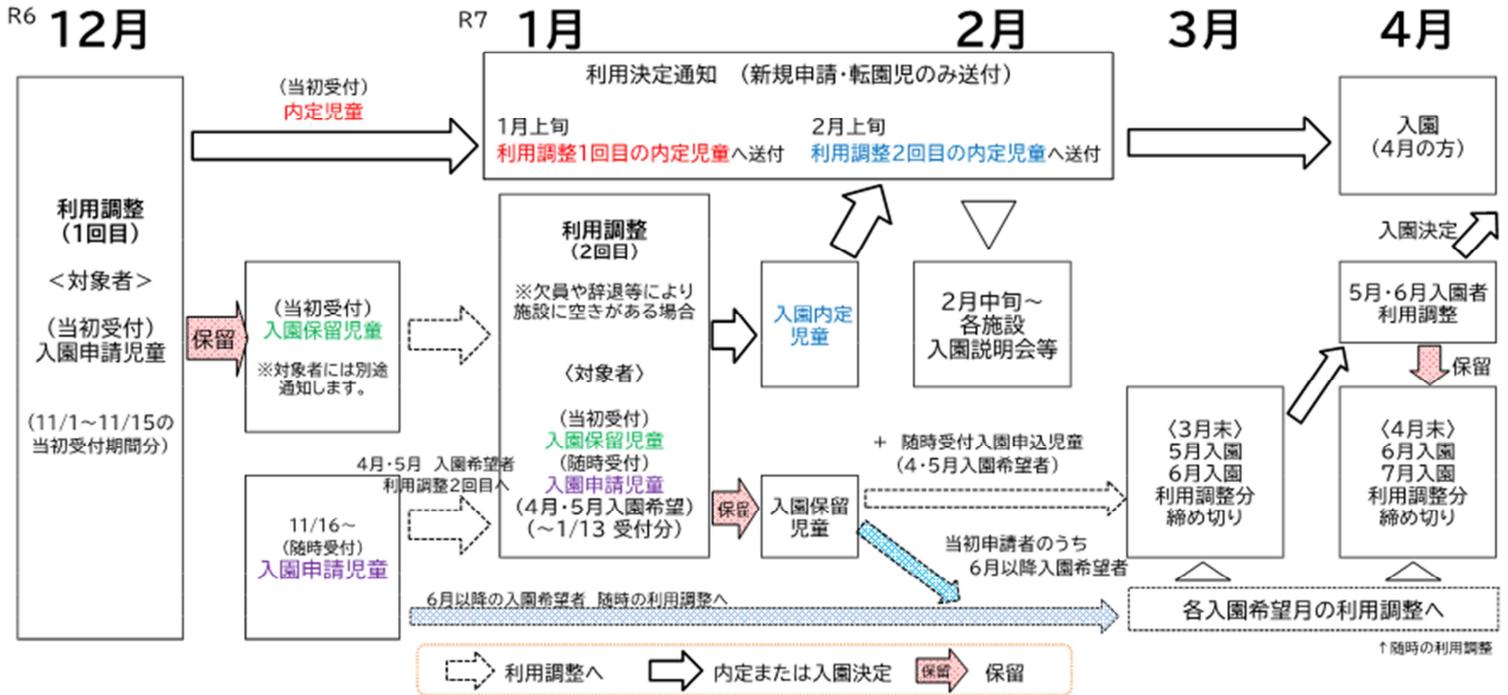
→ 併せてP9の利用調整についてご覧ください。また、入園希望月については、P12をご確認ください。



6. 利用調整と入園決定について



令和7年度 利用調整・入園決定の流れ



利用調整の選考基準

◆吉野川市における公立認定こども園の1号認定の選考基準

1. 継続児であること
2. 兄弟姉妹が継続児であること ※ 私立認定こども園・公私連携認定こども園 1号認定は、各施設の基準により選考します。
3. 年齢が高いこと



◆吉野川市における2号・3号認定の選考基準

2号・3号認定の利用施設の決定に当たっては、保護者の就労状況、家庭状況等を確認し、より保育の必要性が高いと考えられる児童が優先的に保育を利用できるよう調整します。

◆年度途中における利用調整について

1. 利用調整により入園保留となった方や随時受付にて入園申請を行った方について、希望施設に空きが出た場合は、月ごとの利用調整にて入園の調整をさせていただきます。
2. 4月以降の利用調整においては、入園希望月の2か月前に行われる利用調整から調整対象となります。

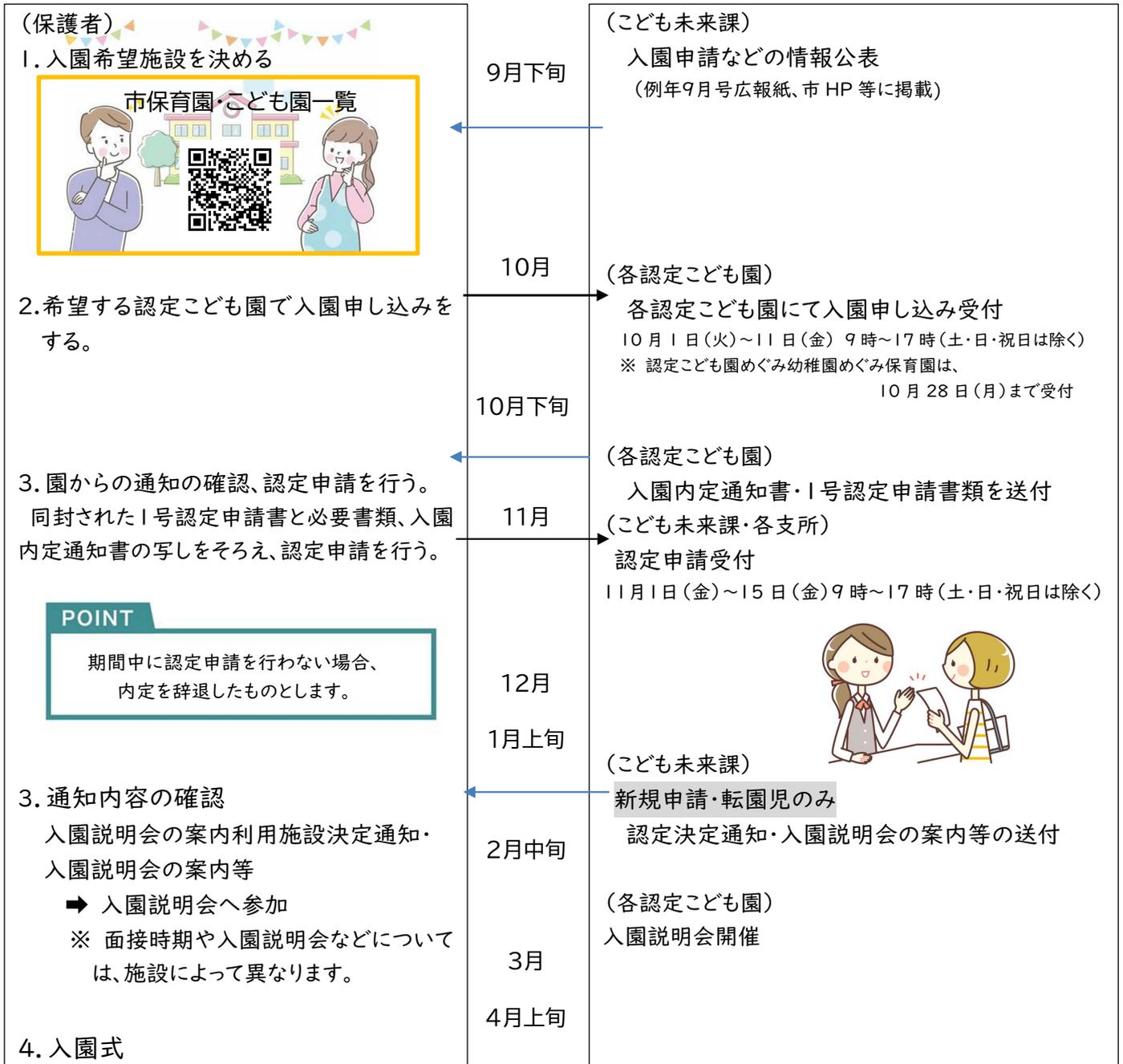
Point! 3. 利用調整で入園保留となった方は、自動的に次月以降の利用調整の対象となります。
入園申請を取り下げの場合は、お申し出ください。

Point! 4. 随時申請の方は、入園希望月の前々月の末日までに書類をすべてそろえて入園申請をしてください。
受付の期日を過ぎると、入園希望月の利用調整対象となりませんのでご注意ください。

5. 利用決定通知は新規申請・転園児のみ送付します。



7. 認定こども園(1号)入園までの流れ



各施設で入園説明は行われますが、次のことについてあらかじめご確認をお願いいたします。

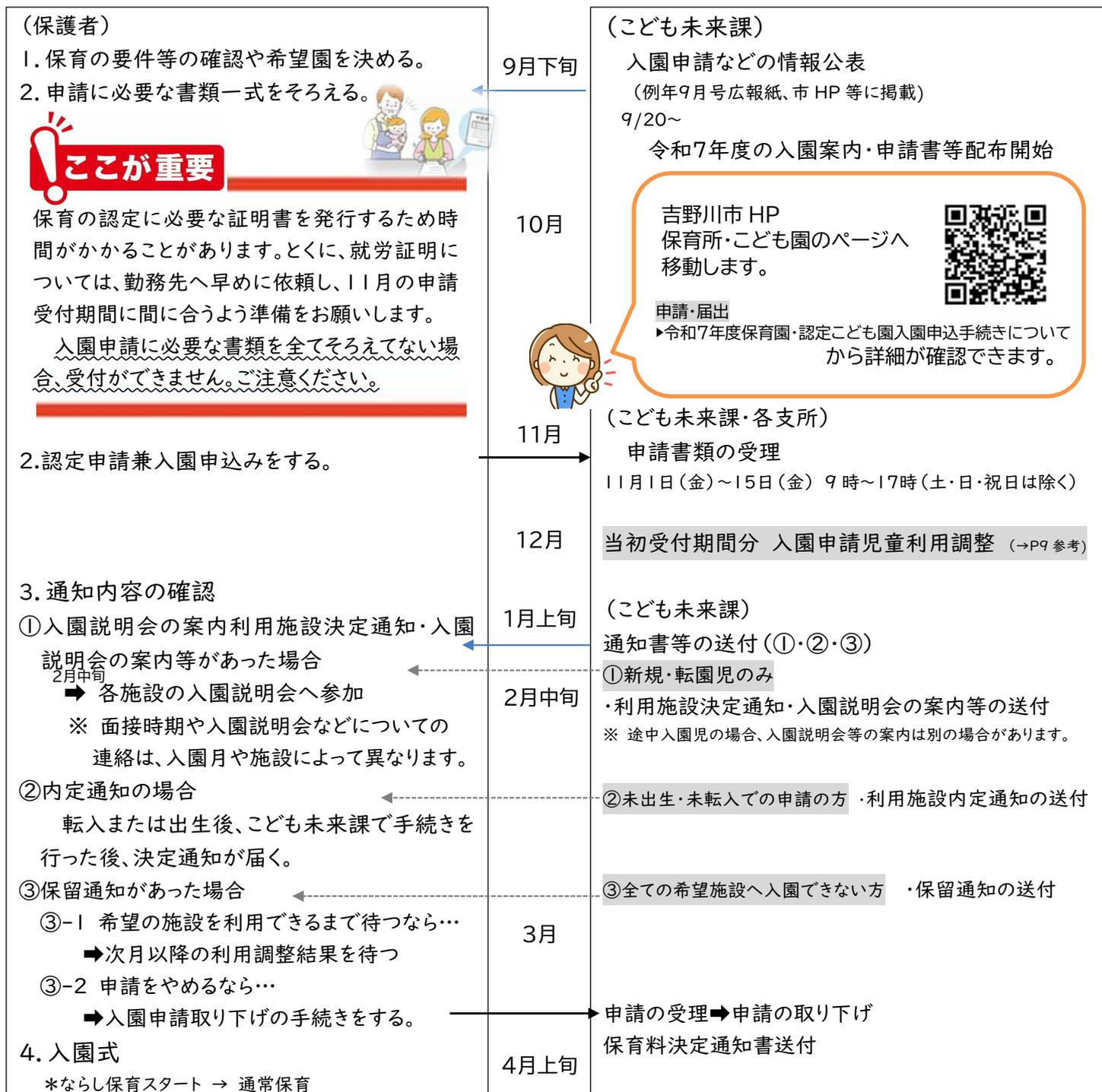
- ①開園時間 入園する施設の情報(P3-4)をご覧ください。
- ②ならし保育 園に通い始める児童は、集団生活に慣れるまでに一定期間要するのが通例です。そのため、その期間は短い時間の保育となります。認定こども園では、1週間程度が午前中の保育になります。
- ③転園 年度途中での転園は、原則として認めておりません。
- ④退園 年度途中で退園する場合は、退園が分かった時点で園へ報告し、退園届を認定こども園等へ提出してください。退園届なく登園が無くなった場合、月に1日も登園した日がなくても、退園届提出までの保育料を徴収します。

※ 各施設における入園説明会や面接日などの詳細については、各園にお問い合わせください。

※ なお、施設によって4月入園の場合は、4月1日から利用できない場合がありますのでご承知おきください。



8. 保育園・認定こども園(2・3号)入園までの流れ



各施設で入園説明は行われますが、次のことについてあらかじめご確認をお願いいたします。

- ①開園時間 入園する施設の情報(P3-4)をご覧ください。
- ②ならし保育 認定こども園等に通り始める児童は、集団生活に慣れるまでに一定期間要するのが通例です。そのため、ならし期間は短い時間の保育となります。2週間程度は、午前だけの保育から段階的にならず保育の実施となります。
- ③転園 年度途中での転園は、原則として認めておりません。
- ④退園 年度途中で退園する場合は、退所が分かった時点で園へ報告し、退園届を認定こども園等へ提出してください。退園届なく登園が無くなった場合、月に1日も登園した日がなくても、退園届提出までの保育料を徴収します。

※ 各施設における入園説明会や面接日などの詳細については、各園にお問い合わせください。

※ なお、施設によって4月入園の場合は、4月1日から利用できない場合がありますのでご承知おきください。



9. 入園申請・認定申請に関する注意事項について

◆ 入園希望施設について

第2希望以下の施設に入園決定する場合があります。入園希望施設は、事前に条件が合うか確認し、必ず入園できる施設のみ記入してください。決定後の辞退は適正な利用調整の妨げとなるため、再度入園申請をした際、利用調整時に減点対象となります。^②

また、再度申請後に定員都合により施設に入園できず、利用保留となった場合、保留通知に「第1次申込みで希望した施設に内定したが辞退した」という文言を記載します。

◆ 利用定員について

保育の利用希望者が定員を上回り、希望された施設全てが定員に達した場合、入園ができないことがあります。入園が保留になった場合は、保留通知が送付されます。保留になった場合、申請を取り下げない限り、毎月利用調整を行い、入園が決定するまでは通知はありませんので、大切に保管しておいてください。

→ 詳しくは、P9 利用調整についてをご確認ください。

◆ 入園希望月について

- ・ 原則として入園日は毎月1日です（月途中からの入園はできません）。
- ・ 利用する施設が決定した後は、入園月は原則変更できません。

入園希望月については、ご家族や勤務先とよく相談し申請してください。変更が必要であると認められる特別な事情を除き、入園月を変更したい場合は一度決定を辞退していただきます。その後、再度新たな入園希望月で申請をしてください。その場合、希望施設が定員満数で入園出来ないことがあります。また、上記^②のように決定辞退の減点があります。

◆ 転園について

年度途中の吉野川市内保育施設間での転園は、原則認められません。



◆ 産前産後認定で申し込みする場合について

産前産後認定の期間のイメージ

例えば、出産予定日が11月11日の場合



産前産後認定の期間は出産予定日や誕生日によって、期間が変わることがあるのでご確認ください。

◆ 妊娠期の入園申し込みについて

妊娠期での入園申し込みも受け付けています。施設を利用予定のお子さまの出生前でも、保育の必要性の事由に該当すると保育認定を受けることができます。育休復帰などで、令和7年度中に入園を希望される場合は事前にお申し込みください。



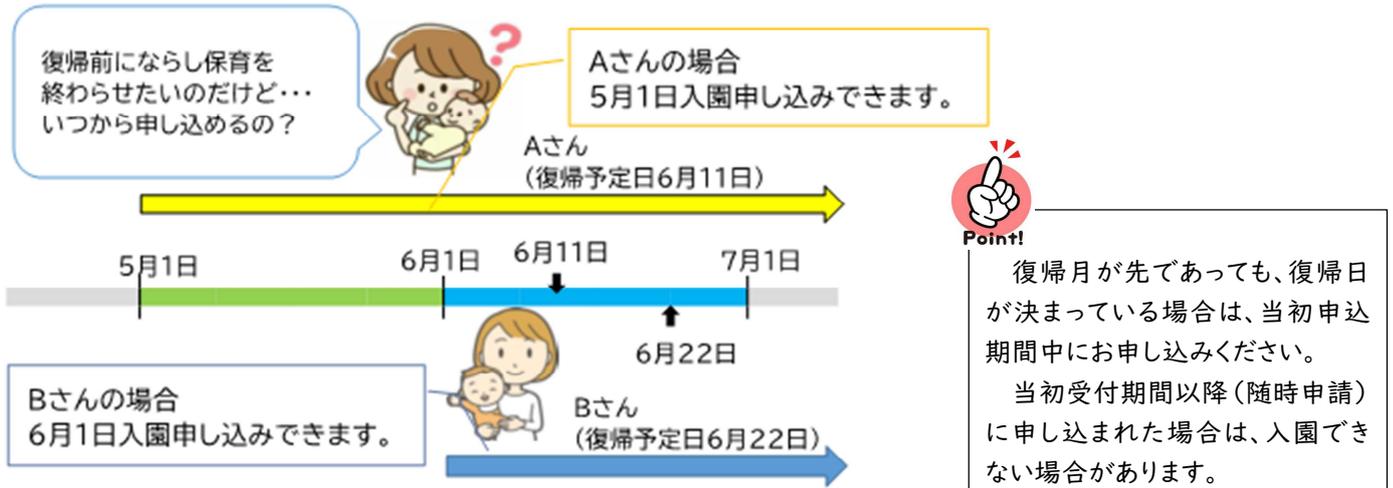
◆ 保護者の方が育児休業中の入園申し込みをする際の確認点

(1) 育休からの就労復帰の場合の入園希望できる月について

育休からの復帰(就労)で申し込む場合、就労復帰日によって、入園希望の申請できる月が決まってきます。申請時に提出する就労証明書の復帰予定日は必ず記入の上、申請後、復帰日に変更がある場合は速やかにご連絡ください。

育休からの復帰(就労)で申し込む場合

各施設でのならし保育開始が、入園(4月の場合入園式後)から始まるため、復帰日が1日~20日の場合は復帰の前月から入園申し込みできます。21日~31日の場合は復帰する月からの入園申し込みとなります。



★育休復帰で申し込む場合は、必ず育休から就労復帰をすることを前提としています。
就労復帰後は、速やかに就労証明書を提出してください。

(2) 育児休業の事由での保育認定について

育児休業の事由での保育認定を受けることができるのは、すでに施設を利用中の場合(継続利用)に限ります。

すでに施設を利用中の保育認定の児童について、当該児童の発達上環境の変化が好ましくないと思慮される場合等児童福祉の観点から必要があると認められる場合には、保護者が育児休業取得中であっても、出産した児童の満1歳の誕生日の前日が属する月末まで、利用している施設において継続して保育を受けることができます。

ただし、現在利用している施設とは別の施設を希望される場合は環境の変化が発生するため、原則として、育児休業を理由とする保育認定に該当しなくなりますので、ご了承ください。

◆ 広域入園について

- ①吉野川市外に居住していて、吉野川市内の施設を希望される方は、居住地の自治体にご相談ください。ただし利用調整については、吉野川市内に在住の方を優先させていただきます。
- ②吉野川市に居住していて、市外の施設を希望される場合は、早めにこども未来課にご相談ください。

◆ 転入予定での申込みについて

吉野川市内に引っ越しをする予定の場合、転入予定で申込みができます。ただし、吉野川市に転入予定で入園が内定した場合、入園月の前月末までに吉野川市に転入することが条件になっています。

10. 保育料・給食費等について

(1) 保育料の決定について

原則、父母（支給認定保護者及びその配偶者）それぞれの課税額の合計で、保育料を決定します。
 ただし、父母以外の者が家計の主宰者と判断される場合には、その方の税額を含めて保育料を算定します。
 住民税の更正や世帯の変更等があり申出をされた方は、申出の翌月より保育料を変更することができます。

① 年齢について

令和7年4月1日現在の年齢（途中入所の場合も含む）で保育料を算定します。年度途中で年齢が変わっても保育料算定上の年齢は変わりません。

② 算定対象の税

令和7年4月～8月分の保育料……………令和6年度市町村民税

令和7年9月～令和8年3月分の保育料……令和7年度市町村民税

※ 税額控除は、調整控除以外の控除（住宅取得控除、配当控除、外国税額控除等）は適用しません。

保育料は国基準額の変更に伴い改正することがあります。

◆ご協力をお願いします◆

保育料が無料であっても、保護者に代わって市が負担する額を決定するため、「保育料の階層区分」の確認を行いますので、保護者の所得確認にご協力をお願いいたします。



吉野川市の保育料について(参考)

- ◎1号認定 } 保育料は無料です。
- ◎2号認定 }
- ◎3号認定 → 吉野川市に住民登録がある2歳児の保育料は無料です。

公立こども園/私立保育園・こども園 保育標準時間認定（かつこ内は短時間認定の額） (単位:円)

階層	保護者の課税額		第1子		第2子(半額)		第3子以降
	(世帯の合計額を基準にします)		0~2歳児		0~2歳児		0~2歳児
	年齢	減額	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等	ひとり親世帯等		
1	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	無料
2	市民税非課税世帯		0	0	0	0	
3	市 均等割のみ		11,000 (10,800)	7,000 (7,000)	5,500 (5,400)	0	
4	市民税所得割額 48,600 円未満		16,000 (15,700)	7,000 (7,000)	8,000 (7,850)	0	
5	48,600 円以上 57,700 円未満		20,000 (19,600)	7,000 (7,000)	10,000 (9,800)	0	
6	57,700 円以上 77,101 円未満		22,000 (21,600)	7,000 (7,000)	11,000 (10,800)	0	
7	77,101 円以上 97,000 円未満		24,000 (23,500)		12,000 (11,750)		
8	97,000 円以上 121,000 円未満		29,000 (28,500)		14,500 (14,250)		
9	121,000 円以上 145,000 円未満		34,000 (33,400)		17,000 (16,700)		
10	145,000 円以上 169,000 円未満		39,000 (38,300)		19,500 (19,150)		
11	169,000 円以上 235,000 円未満		45,000 (44,200)		22,500 (22,100)		
12	235,000 円以上 301,000 円未満		52,000 (51,100)		26,000 (25,550)		
13	301,000 円以上 397,000 円未満		56,000 (55,000)		28,000 (27,500)		
14	397,000 円以上		60,000 (58,900)		30,000 (29,450)		

○保育料表中、「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、在宅障がい者(児)を有する世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

★保育料の他に、保護者会費等の実費負担があります。

★私立認定こども園・公私連携認定こども園では、保育料のほかに各施設で定める特定負担が必要となる場合があります。詳しくは、別冊の施設案内をご覧になり、ご不明な点は各園へお問い合わせください。

★延長保育・一時預かり(幼稚園型)等の利用者は、別途保育料が必要となります。(詳細は17ページへ)

(2) 給食費の負担について

3~5歳児(1号・2号認定)には、給食費(主食+副食)の負担があります。公立施設の負担額は以下のとおりです。

	主食費(ごはん)	副食費(おかず・おやつ)
1号認定	500円/月	3,500円/月
2号認定	500円/月	4,500円/月

※ 私立・公私連携施設の給食費については、別冊の施設情報をご覧になり、ご不明な点は各園へお問い合わせください。

◆副食費の国免除について

国の制度で、すべての3~5歳児に対し、以下のように副食費が免除されます。

	年収360万円 未満 相当世帯	年収360万円 以上 相当世帯
1号認定	副食費を免除	小学校3年生以下の子から数えて 第3子以降の児童は副食費を免除
2号認定	副食費を免除	小学校就学前の子から数えて 第3子以降の児童は副食費を免除

さらに吉野川市では、国の制度で副食費免除の対象外となった児童にも、市独自で補助を行います。

★市の補助を受けるには、「特定教育・保育施設給食費補助金に係る給食費減免確認申請書兼同意書」を提出していただく必要があります。(3歳児に進級する場合、3~5歳児で新規入園する場合のみ)

(3) 保育料および給食費の無償化について

吉野川市では、子育て支援の一環として吉野川市に住民登録があり、在住の「保育の必要があると認定された児童」に係る保育料および給食費について、無償化に取り組んでおります。

★保育料無償化:令和6年9月1日から2歳児の保育料無償化。

(令和8年度までに0歳児から2歳児まで完全無償化を予定)

★給食費(主食+副食費)無償化:令和6年9月1日から完全無償化



※ 無償化対象となるためには、保育認定の申請が必要となります。
詳細については、こども未来課保育係へお問い合わせください。



(4) 保育料等の納付について

私立保育園/ 公立認定こども園

保育料納期限について(令和7年度)

令和7年 4月分	令和7年 4月 30日
令和7年 5月分	令和7年 6月 2日
令和7年 6月分	令和7年 6月 30日
令和7年 7月分	令和7年 7月 31日
令和7年 8月分	令和7年 9月 1日
令和7年 9月分	令和7年 9月 30日
令和7年 10月分	令和7年10月 31日
令和7年 11月分	令和7年12月 1日
令和7年 12月分	令和7年12月 25日
令和8年 1月分	令和8年 2月 2日
令和8年 2月分	令和8年 3月 2日
令和8年 3月分	令和8年 3月 31日

★振替時期は基本毎月月末(12月のみ25日)です。振替日が金融期間休業日の場合、翌営業日が振替日となります。

【私立保育園、公立認定こども園】

◆納付の方法について

原則、口座振替で納付いただいています。未登録の場合は、吉野川市内にある下記口座振替取扱金融機関またはこども未来課等で口座登録の手続きをお願いいたします。



① 口座振替の方

納期限が振替日となっています。

口座振替取扱金融機関 : 阿波銀行 四国銀行 徳島大正銀行 四国労働金庫
徳島信用金庫 ゆうちょ銀行 徳島県農業協同組合

② 現金納付の方

月初めに納付書をお送りします。最寄りの指定納付場所で納期限内に納めてください。

納付場所 : 阿波銀行 四国銀行 徳島大正銀行 徳島県農業協同組合
四国労働金庫 徳島信用金庫 四国内のゆうちょ銀行
市役所会計課又は各支所 コンビニエンスストア スマートフォン決済等

※ 私立認定こども園、公私連携認定こども園の場合は、各施設にて、納期限や納付方法が異なりますので、直接園にご確認ください。

11. 一時預かり事業(幼稚園型)・延長保育事業の保育料について

◆公立認定こども園(1号認定) 一時預かり事業(幼稚園型)

保護者の就労及び疾病等により、教育時間の終了後や長期休業中(夏季・冬季・春季)などに児童を預かる制度です。

同月において、同一世帯から2人以上の児童が一時預かりを利用する場合(兄弟姉妹利用に限る)は、下記表より算定した額の一番高い児童を一人目として数え、2人目以降の者に係る一時預かり保育料は算定した額の半額とします。生活保護法による被保護世帯は、無料になります。市から保育を必要とする認定(主に私立園)を受けた場合、利用料は無償化の対象です。利用は月10日までとします。

利用日	時間	利用料(日額)
平日	14:00~18:30	250円
平日 延長	18:30~19:00	100円
長期休業日・土曜日	長期休業日 8:30~18:00 土曜日 8:30~17:30	1,000円

☆平日は、利用料と別におやつ代(50円)が必要です。

☆長期休業日・土曜日は、利用料と別におやつ代(50円)と給食代(250円)が必要です。

◆公立認定こども園(2・3号認定)延長保育

同月において、同一世帯から2人以上の児童が一時預かり保育を利用する場合(兄弟姉妹利用に限る)は、下記表より算定した額の一番高い児童を一人目として数え、2人目以降の者に係る一時預かり保育料は算定した額の半額とします。生活保護法による被保護世帯は無料になります。

利用時間の区分ごとに算定した額が、それぞれの月額を超える場合は、その月額が上限となります。

	利用時間	月額	日額
延長保育	短時間児 16:30~18:30 16:30~17:30(土曜日)	2,000円	200円
	短時間児・標準時間児共通 18:30~19:00	1,000円	100円

※ 私立保育園・私立認定こども園・公私連携認定こども園の延長保育料・一時預かり保育料は施設情報をご覧ください。詳しくは、直接園にお問い合わせください。

※ 保育料・延長保育料・一時預かり保育料は、状況により改正することがあります。

◆土曜日の保育についてのお願い

土曜保育については、お仕事がお休みの場合など、家庭での保育が可能な場合は、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

なお、土曜保育の申込みなどについては各施設にて異なりますので、利用する場合は、各施設に直接お問い合わせください。



◆ 連絡先一覧 ◆

【保育園】

設置種別	施設名	所在地	電話番号 / FAX
私立	鴨島ひかり乳幼児保育園	鴨島町喜来323番地151	☎ 0883-24-1282 / 0883-24-1283

【認定こども園】

設置種別	施設名等	所在地	電話番号 / FAX
公立	鴨島東こども園	鴨島町牛島888番地1	☎ 0883-24-8911 / 0883-24-8922
公立	高越こども園	山川町町94番地	☎ 0883-42-2430 / 0883-42-2400
公私連携	川島かもめこども園	川島町栗村2421番地1	☎ 0883-25-6690 / 0883-25-6691
私立	認定こども園 めぐみ幼稚園めぐみ保育園	鴨島町鴨島380番地	☎ 0883-24-2435 / 0883-22-0899
私立	鴨島かもめこども園	鴨島町西麻植字大東98番地1	☎ 0883-24-2856 / 0883-25-2857
私立	山瀬かもめこども園	山川町諏訪266番地5	☎ 0883-30-1212 / 0883-30-1213
私立	鴨島中央認定こども園	鴨島町鴨島乙897番地9	☎ 0883-24-2356 / 0883-24-2356

ホームページのQRコード一覧

<p>鴨島東こども園</p> 	<p>高越こども園</p> 	<p>鴨島ひかり乳幼児保育園</p> 
		
<p>認定こども園 めぐみ幼稚園めぐみ保育園</p> 	<p>かもめこども園 (川島・鴨島・山瀬)</p> 	<p>鴨島中央認定こども園</p> 

吉野川市の保育園・認定こども園に関するホームページはこちらです。



吉野川市役所
こども未来課 保育係
〒776-8611
吉野川市鴨島町鴨島115番地1
☎ 0883-22-2266 FAX 0883-22-2245